

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	自然保護課	検索番号	1-1
法令名	自然公園法	根拠条項	第16条第3項		
許認可等	国定公園事業の執行の認可				
<p>(根拠規定)</p> <p>国定公園事業取扱要領及び県立自然公園事業取扱要領について(令和6年5月24日付け6自然第100号県民環境部長通知) 「国立公園事業執行等取扱要領(令和4年4月1日 環自国発第22040111号)」 第12(執行の協議又は認可の審査基準)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>「国立公園事業執行等取扱要領(令和4年4月1日 環自国発第22040111号)」</p> <p>(執行の協議又は認可の審査基準)</p> <p>第12</p> <p>1 法第10条第2項に基づく協議又は同条第3項に基づく認可は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。</p> <p>(1) 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。</p> <p>(2) 国立公園管理運営計画の許認可等取扱方針の規定に適合すること。</p> <p>(3) 国立公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含め得る付帯施設(令第1条各号に掲げる施設であって、当該公園事業施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設をいう。以下「付帯施設」という。)がある場合には、当該付帯施設が別添3「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」(第2節第11関係)の規定に適合すること。</p> <p>(4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、利用施設にあっては安全性及び利用上の快適性が確保されていること。</p> <p>(5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</p> <p>(7) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等であって、分譲型ホテル等に係る通知に定める基準に適合するものについては、この限りでない。</p> <p>(8) 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(9) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(10) 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>(11) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p> <p>2 1(6)に定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別添4「国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」(第2節第12関係)によるものとする。</p> <p>3 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。</p> <p>(その他)</p>					

